

首都大学東京 法科大学院
平成23年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題
(平成22年12月4日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①大学入試センターが実施した平成22年度適性試験受験票又は日弁連法務研究財団が実施した2010年度法科大学院統一適性試験受験票及び、②本学受験票を置いて下さい。

机上には、上記受験票及び筆記用具、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。

- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。これ以外の筆記用具を用いた場合は0点として採点します。消しゴム等で消すことのできるインクや2色（又は複数色）のボールペン等の使用は禁止します。

なお、マーカー及び修正液、定規の使用も認めません。

- (3) 携帯電話は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中にしまってください。

携帯電話を時計として用いることはできません。

- (4) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。

- (5) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。

- (6) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入して下さい。

なお、所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。

- (7) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意して下さい。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。

- (8) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないで下さい。汚損行為は不正行為とみなします。

- (9) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。

- (10) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。

なお、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

憲法 問題

A 労働組合の委員長 X は、前委員長 B を追悼する関係組合との合同葬を行うために、Y 市市民会館に使用許可の申請をした。B は何者かに殺害され、警察は容疑者を捜索中で、右翼関係者が関与しているとの線で捜査が進んでいると報じる新聞報道がある。Y 市は、この申請を許可すると、X に反対する者がこの合同葬を妨害するなどのおそれが生じ、結婚式場など他の施設の利用にも支障をきたすと判断し、「Y 市市民会館設置管理条例」が使用不許可事由として定める「会館の管理上支障があると認められるとき」に当たるとして、不許可処分をした。この市民会館は市民の文化と福祉の増進を図るために設けられた施設で、1 階には大ホール (X が使用許可を申請した対象)、2 階には結婚式場関係の施設、3 階には公民館関係の施設、4 階には小ホールなどの多目的施設がある。大ホールの入口はその他の施設の入口と別になっている。X が申請した時点では、2 階の使用申請は出ておらず、老人会が 4 階小ホールの使用を申請していただけである。

この事例における憲法上の問題を論ぜよ。

民法 問題

Yは、X所有の建物甲をXから賃借し（以下、この賃貸借を「本件賃貸借」という。）、建物甲で飲食店を経営していたが、病気になってしまい、飲食店の経営を続けられなくなった。そこで、Yは、Xの承諾を得て、平成15年5月1日、建物甲をZに転貸した（以下、この転貸借を「本件転貸借」という。）。XとYの本件賃貸借の賃料は月額10万円であったが、YとZの本件転貸借の賃料は、Yが備えた什器備品をそのままZが使用できることもあって月額12万円とされた。また、それぞれの支払時期は、いずれも毎月末日の後払いであったため、毎月末日、Zは、Yに賃料12万円を支払い、Yは、Xに賃料10万円を支払うという関係が続いていた。

ところが、Yは、Xに対する平成18年6月1日分からの賃料の支払をしなくなった。そのため、Xは、Yに対して、相当期間を定めて未払賃料の支払を催告したうえ、平成18年9月1日にYに到達した書面で本件賃貸借につき契約を解除する旨の意思表示をした。

そして、Xは、平成18年11月1日、S地方裁判所に、Zに対して建物甲の明渡しと賃料相当の損害金（月額10万円）の支払を求める訴訟を提起したが、その訴状は、同月3日、Zに送達された。Zは、この訴状の送達を受けるまで、YがXに賃料を支払っていたことや本件賃貸借の契約が解除されたことは全く知らず、同年10月分までの賃料をYに支払っていたが、訴状を見て、同年11月1日分以降のYに対する賃料の支払を停止した。

上記の事実関係を前提にして、以下の設問に答えよ。なお、設問1と設問2は独立した問題である。また、本件賃貸借の契約解除は有効にされたものと考えてよい。

設問1

仮にYがZに対して、平成18年11月1日以降の賃料（月額12万円）の支払を請求したとする。Yのこの請求の当否について論ぜよ。なお、請求の一部が認められるとする場合には、いつまでの請求が認められるかについてその時期も明示すること。

設問2

Zは、Xに対して、いつからの賃料相当損害金を支払わなければならないか。Zが建物甲の占有権原を失った時期にも触れて論ぜよ。なお、民法613条1項の規定は論じる必要はない。

刑法 問題

甲は、夜間、勤務先近くの路上を、駅に向かって歩いていたところ、歩道上に設置された資源回収所の前で、自転車にまたがったまま、回収所に出されていた新聞紙の束に手をかけているAを見かけた。甲は、Aが新聞を持ち去るのではないかと考え、「それを取ると犯罪になるぞ。」と詰問調で声をかけた。しかし、Aは、自宅から持って来た新聞の束をその場に置いたところだったことから、甲に対し、「さっさとあっちに行け、馬鹿野郎。」と、語気荒く怒鳴り返した。甲は、自分が正しいことを言っているのに怒鳴られたことに憤慨し、自転車に乗ったAの肩の付近を、手拳で1回突いたが、Aから殴り返されるのではないかと思い、駅の方角に走って逃げた。

Aは、甲の後を自転車で追いかけて、約100メートル離れた歩道上で甲に追いつき、走っている甲の後頭部めがけて、手拳で殴りつけた。これにより、甲は前方に倒れたが、Aもそのはずみで自転車ごと倒れた。両者は共にすぐに立ち上がり、歩道上で、お互いに相手の胸倉を掴んでもみ合っていたが、身長や体格でAが勝っていたことから、甲は、このままでは組み伏せられてしまうと思い、普段から護身用に持ち歩いていたナイフ(刃体の長さ約15センチメートル)をポケットから取り出し、Aに切りつけようとした。

そこに通行人Bが通りかかり、喧嘩を止めようとして甲の背後から羽交い締めにしたところ、甲の振り回したナイフがAの左大腿部を切り、さらにBの左腕に当たった。Aは左大腿部に加療3週間を要する創傷を負い、Bは左腕に加療1週間を要する創傷を負った。甲も、後頭部を殴打されて転倒したことにより、加療1週間を要する腰部の打撲傷を負った。

甲の罪責について論ぜよ(特別法違反の点を除く。)